

こどもに関する取組みで熊本県が大事にすること ～「こどもまんなか熊本」の実現に向けて～

「こどもまんなか熊本・実現計画」 参考資料



熊本県の現状と課題

本県の現状と課題

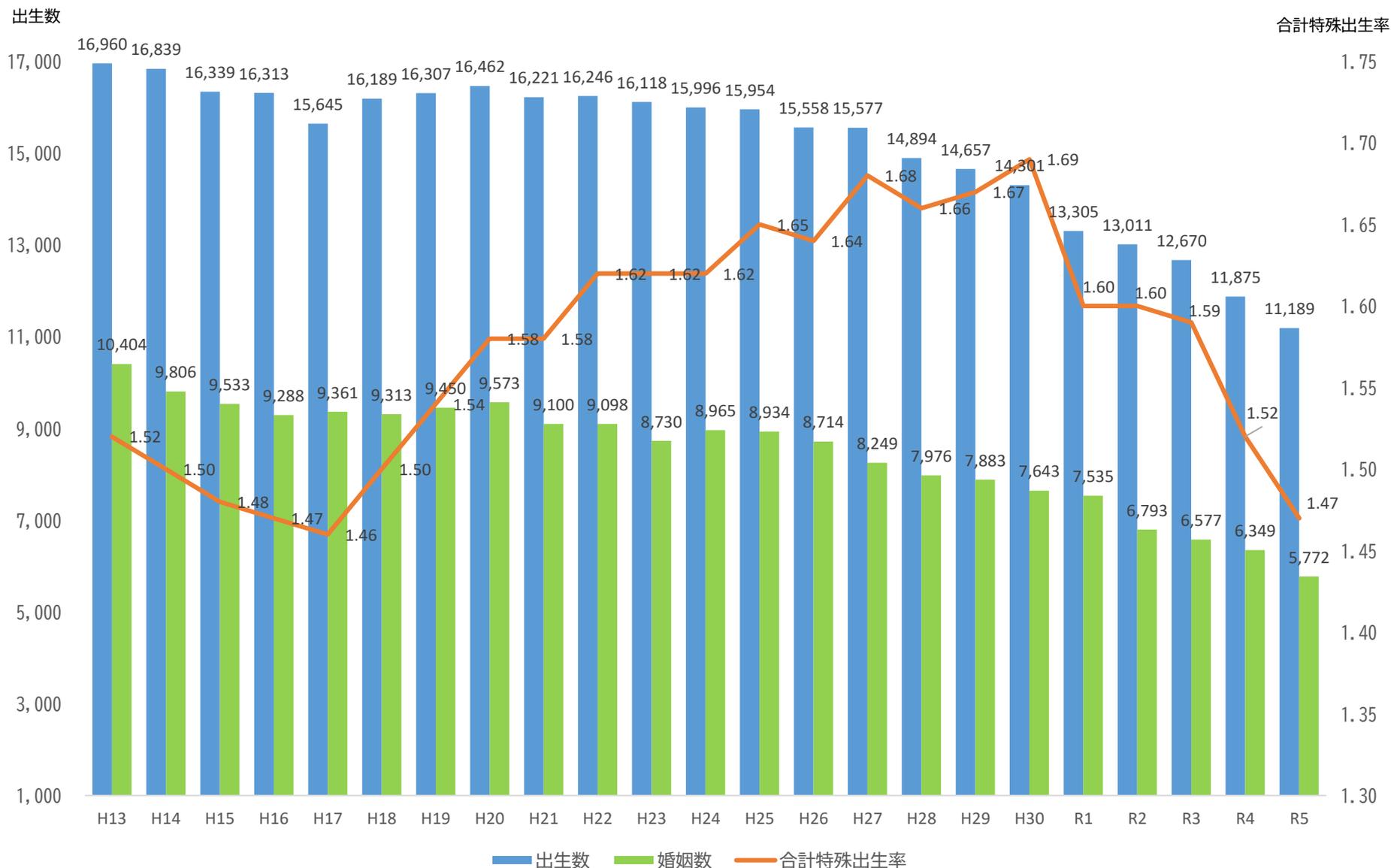
(1) 本県のこどもの状況に関する留意事項

- 悩みを相談できる人がいると答えたこどもの割合は72.6%、幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合は小学校で47.2%（全国49.9%）、中学校で38.8%（全国40.9%）となっている。
- 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は 13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%と高い。
- 小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、うち頻度が「ほぼ毎日」なのは55.7%。
- 令和5年度の県全体の児童虐待相談対応件数は2,739件で、過去最多だった令和4年度（2,764件）と同水準。
- 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしていた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは41.7%に及ぶ。
- 令和5年度における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数は40.8人であり全国平均37.2人より多い。
- 令和5年度における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当たりのいじめの認知件数は31.0件であり、全国平均57.9件より低い。
- 令和5年に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、10代から30代までの死因の最多は自殺となっている。
- 令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多い。

(2) 少子化と人口構成の推移

- 令和5年の本県の出生数（概数）は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行して減っており、8年連続減の状況。
- 令和5年の本県の合計特殊出生率（概数）は1.47であり、全国の1.20を上回ってはいるが、平成30年以降低下が続いている。
- 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年時点の全人口に占める割合は12.8%であった。

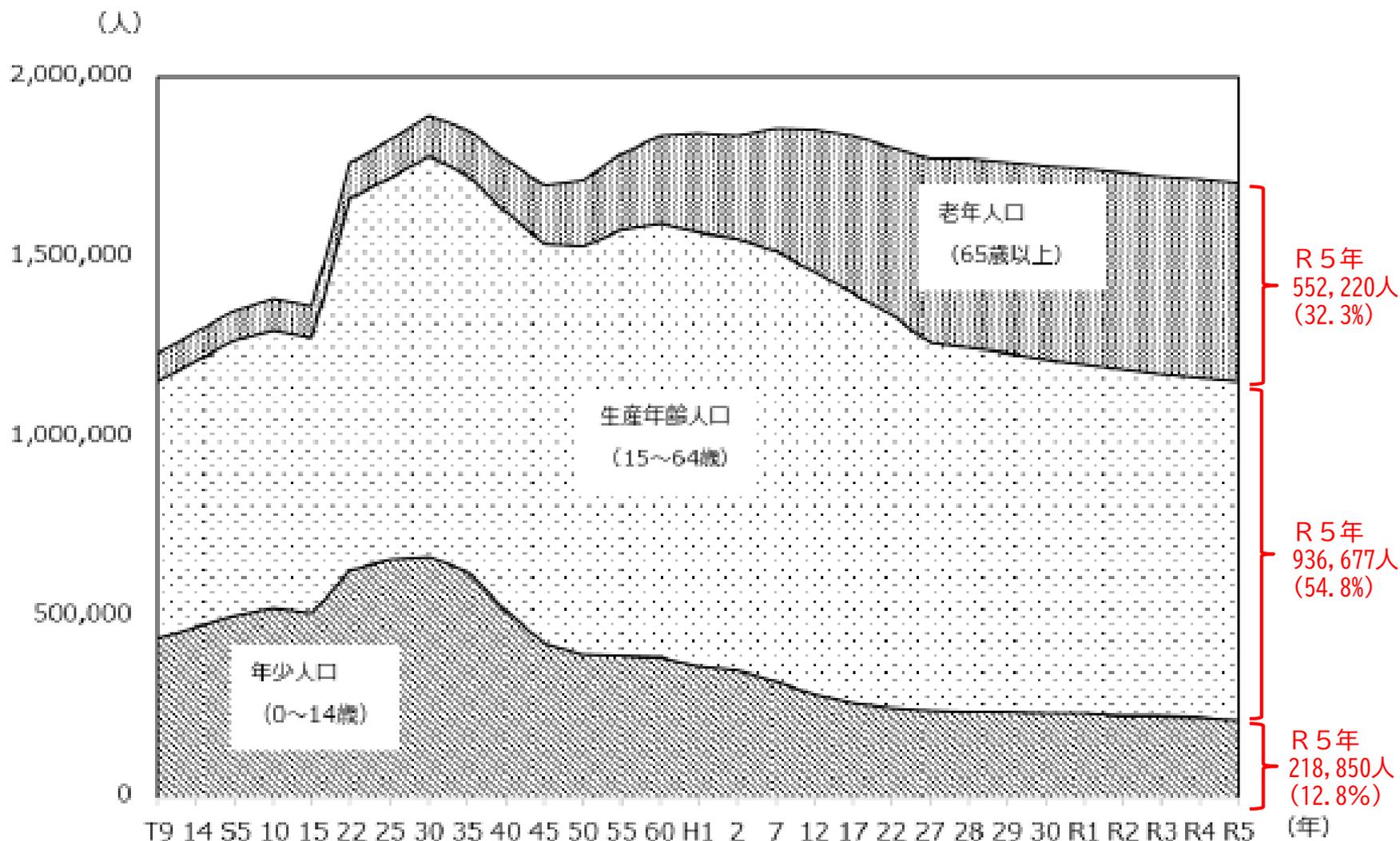
熊本県の出生数と合計特殊出生率と婚姻数の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」を基に子ども未来課作成。

※R5のみ厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」を基に子ども未来課作成。

熊本県の年齢3区分別人口の推移



市町村別の人口と出生数（令和4年）

建制順	市町村名	人口 (R4.10.1)	出生数
1	熊本市	737,850	5,792
2	八代市	120,436	666
3	人吉市	30,227	195
4	荒尾市	49,528	268
5	水俣市	22,495	122
6	玉名市	62,919	402
7	天草市	72,696	366
8	山鹿市	47,634	271
9	菊池市	45,483	274
10	宇土市	35,689	260
11	上天草市	23,466	100
12	宇城市	56,236	360
13	阿蘇市	24,178	123
14	合志市	63,037	577
15	美里町	8,801	27
16	玉東町	5,030	38
17	和水町	8,992	45
18	南関町	8,544	41
19	長洲町	14,926	85
20	大津町	35,840	304
21	菊陽町	44,243	431
22	南小国町	3,644	19
23	小国町	6,368	22

建制順	市町村名	人口 (R4.10.1)	出生数
24	産山村	1,345	10
25	高森町	5,610	22
26	南阿蘇村	9,614	39
27	西原村	6,572	38
28	御船町	16,408	110
29	嘉島町	9,826	81
30	益城町	32,799	272
31	甲佐町	9,971	46
32	山都町	12,735	51
33	氷川町	10,672	44
34	芦北町	14,823	67
35	津奈木町	4,123	14
36	錦町	10,027	81
37	あさぎり町	14,203	71
38	多良木町	8,701	39
39	湯前町	3,494	17
40	水上村	1,945	8
41	相良村	3,906	22
42	五木村	880	2
43	山江村	3,131	15
44	球磨村	2,018	8
45	苓北町	6,701	30

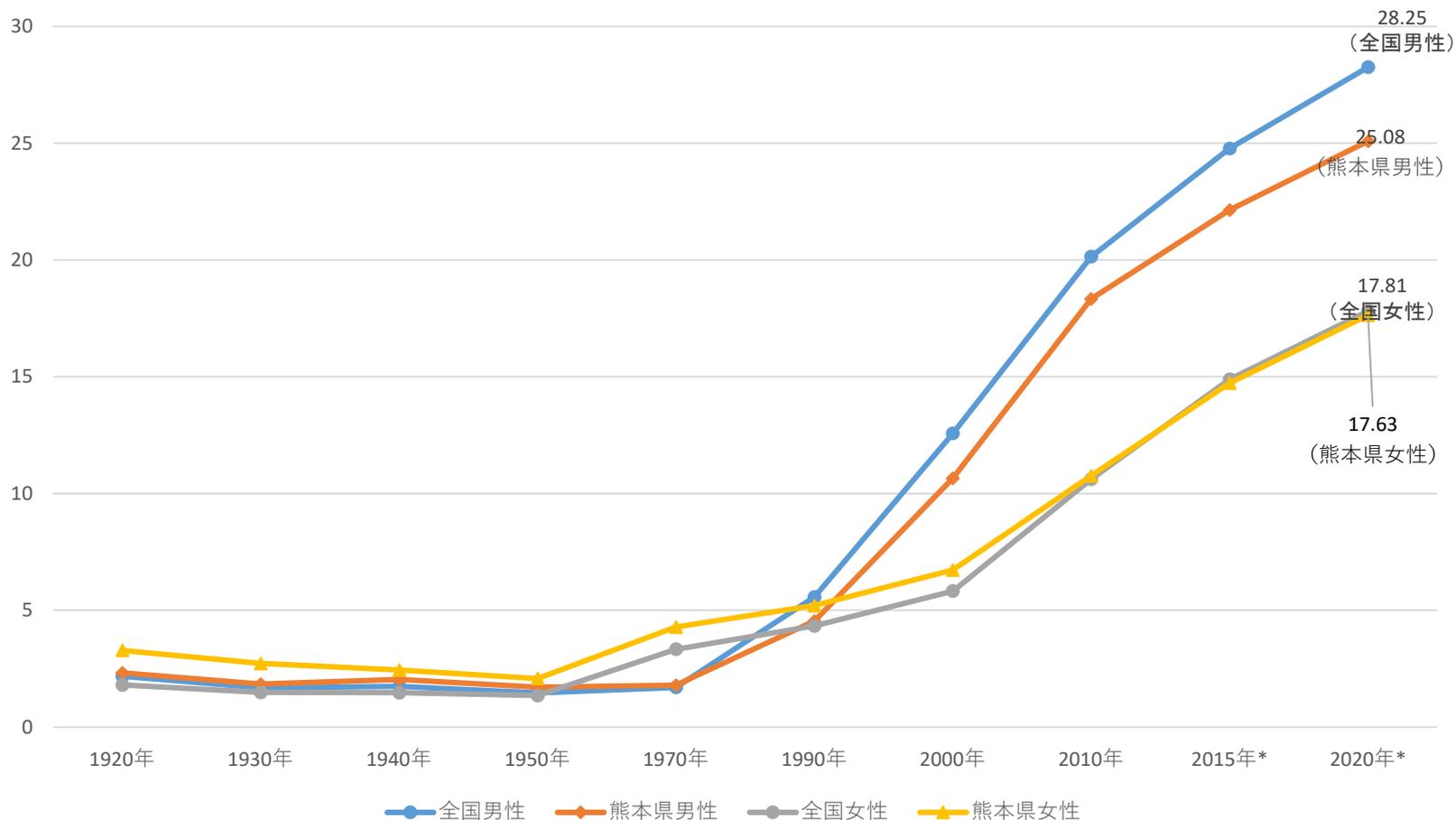
(3) 少子化の背景

- 熊本県の50歳時未婚率は上昇傾向にあり、**未婚化が進んでいる**。
- 全国と熊本県の平均初婚年齢は上昇傾向にあり、**晩婚化が進んでいる**。
- 全国の夫婦一組あたりの平均出生こども数は漸減しているが、2021年でも1.9人を維持している。
- こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「**自信がない・育て方がわからない**」が最多。
- 子育てに必要な支援の上位3位は、「**働きながら子育てができる環境**」「**こどもを産み育てていくために必要な資金**」「**保育・子育てサービスの充実**」。
- 本県における正社員・正職員の育児休業取得状況は、**男性が37.2%、女性が99.2%**。

(4) 社会増減関係

- 本県の社会増減をみると、近年は**女性の転出超過が男性を上回っており**、20代女性の転出が特に多かった。
- 本県出身の20～30代男女に県外への転出の理由を尋ねると「**魅力的な職場不足**」、「**交通の不便**」、「**根強い性別による役割分担意識**」などが挙げられた。
- 若年層が熊本に定着するために充実させてほしいものを県民に尋ねると、社会人の場合は、「**子育てをしやすい環境の充実**」「**企業の魅力向上**」「**交通環境の利便性向上**」の順に高かった。

全国と熊本県の50歳時未婚率の推移



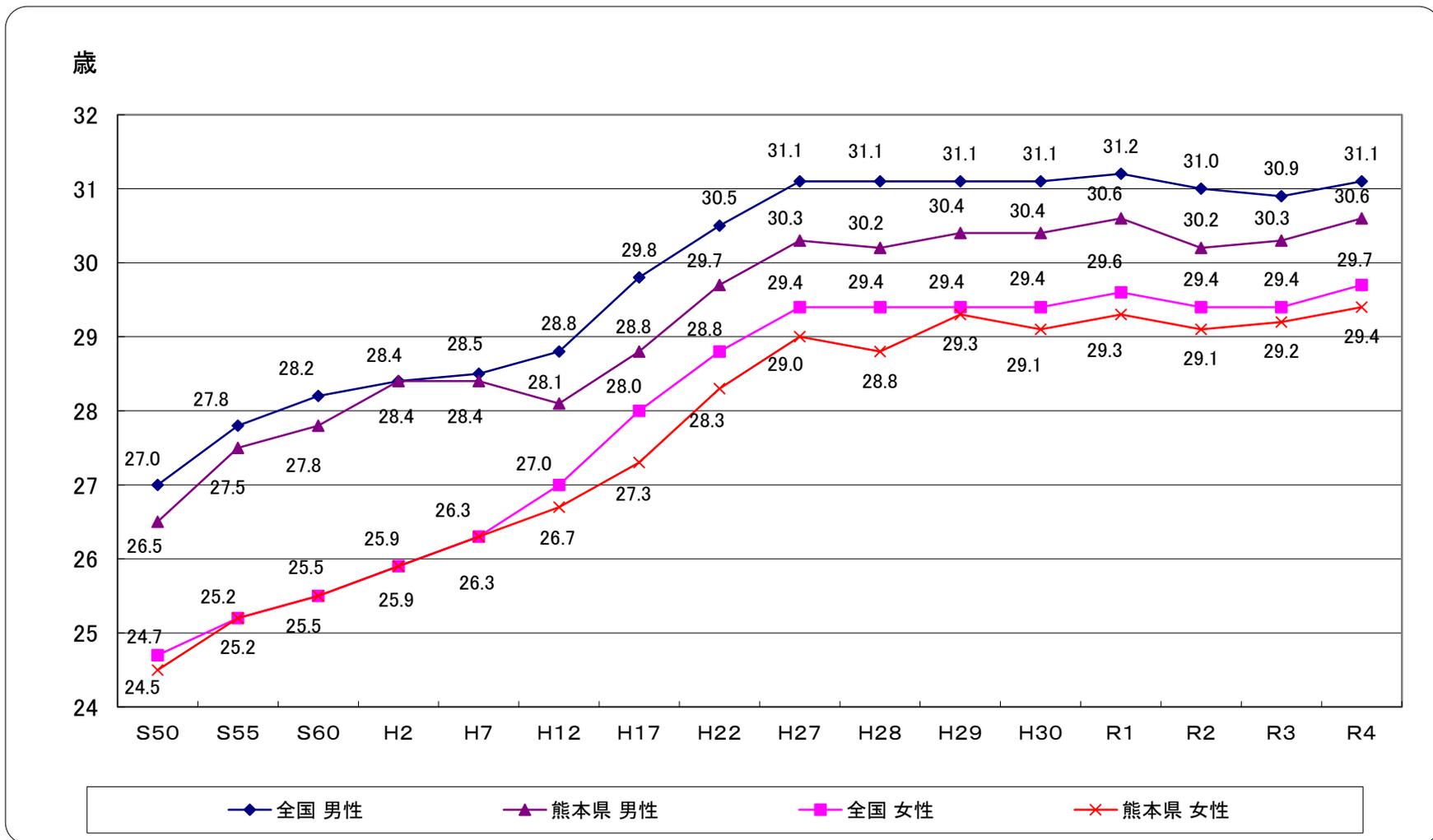
出典：国立社会保障・人口問題研究所

国立社会保障・人口問題研究所の算定による。45～49歳と50～54歳未婚率（配偶関係不詳を除く人口を分母とする）の平均値。全国は沖縄県を含む。

*配偶関係不詳補完結果に基づく。

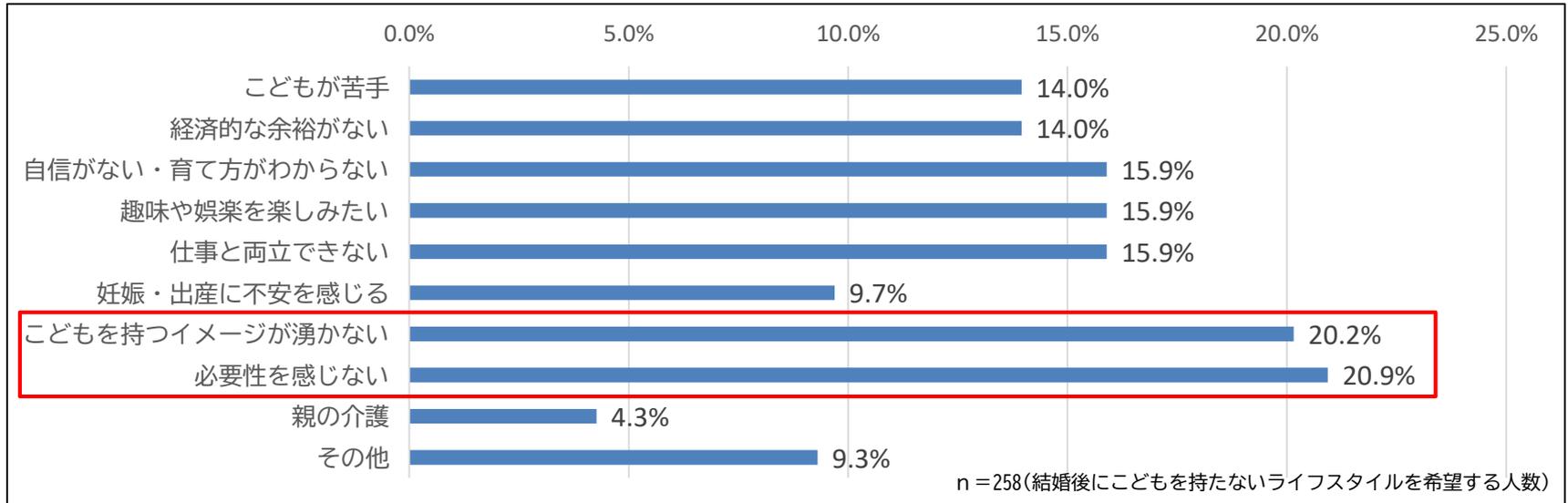
全国と熊本県の平均初婚年齢の推移

全国と熊本県の平均初婚年齢を見ると、男性・女性ともに、全国平均よりは低いものの、上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。

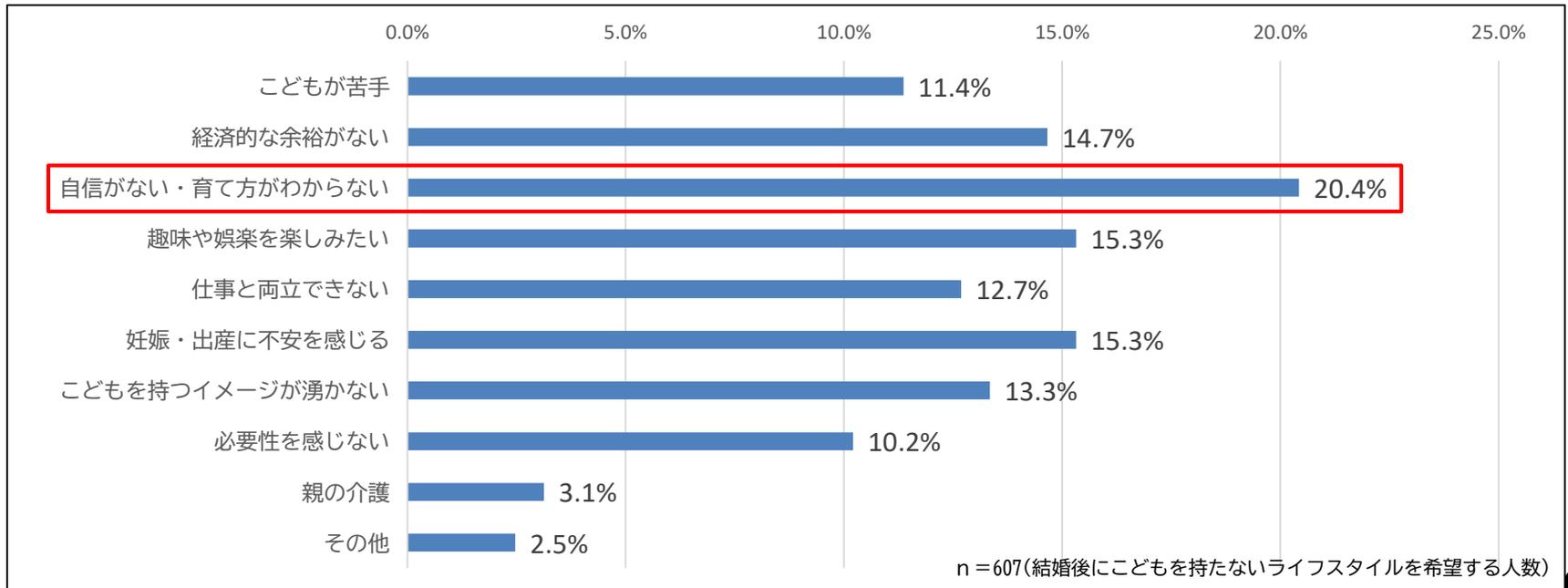


こどもを持たないライフスタイル希望の理由（県民アンケート）

社会人

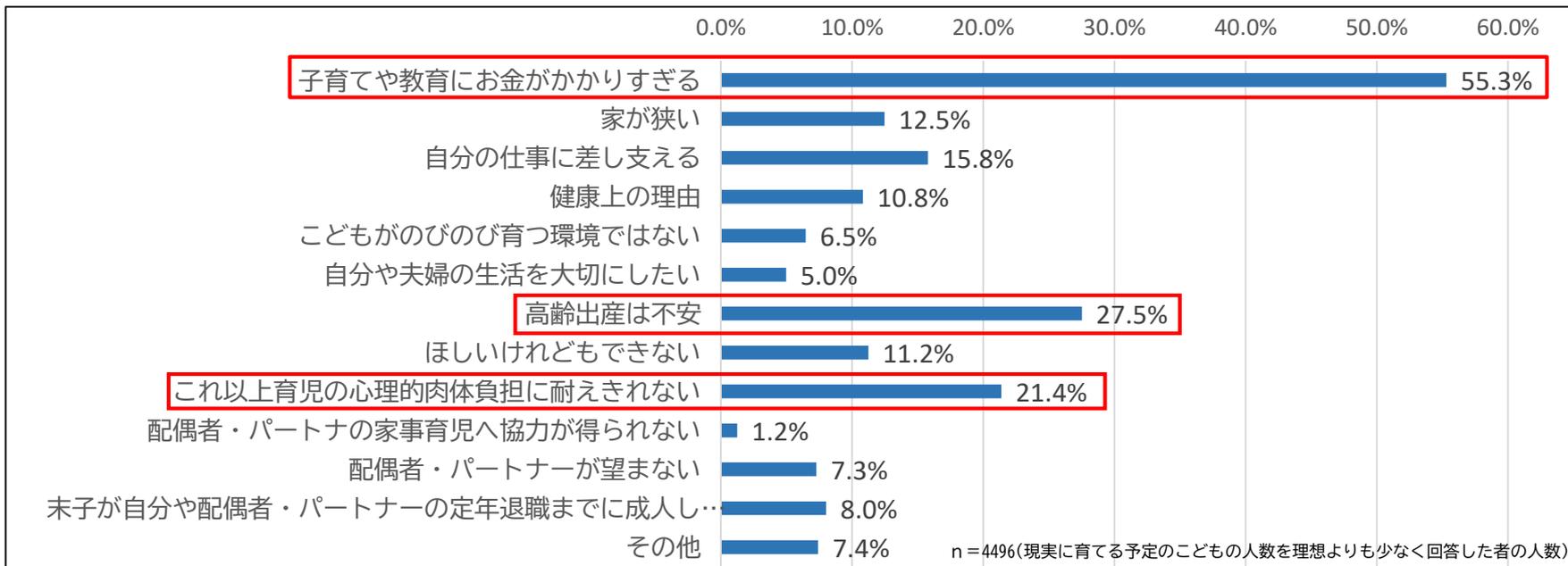


学生・生徒

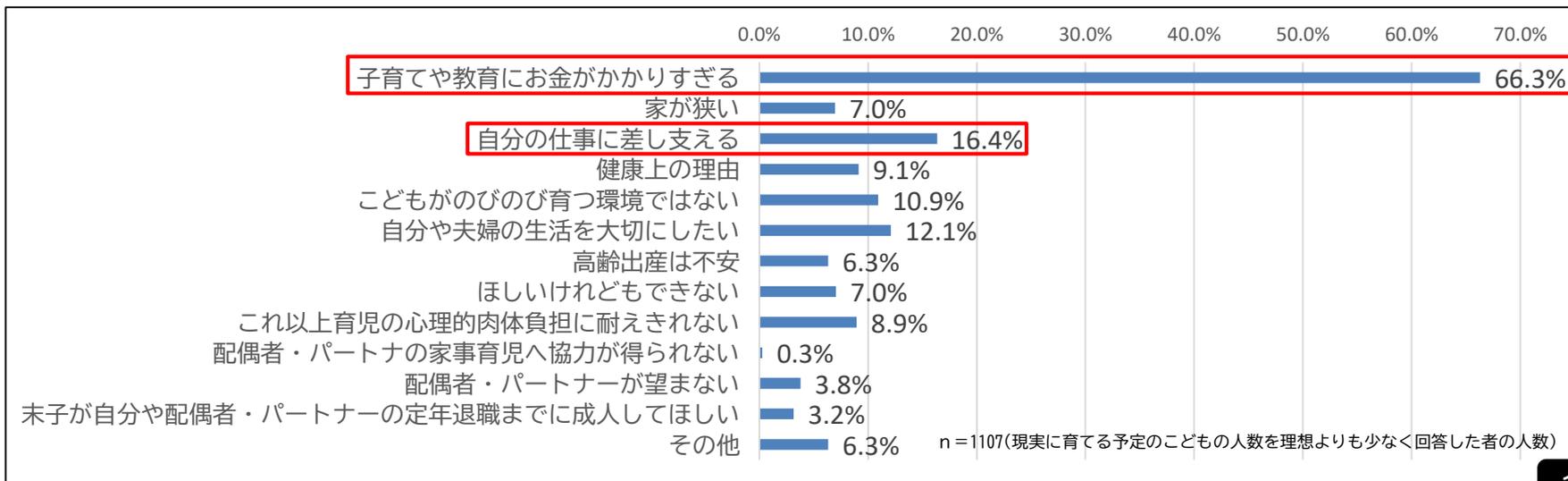


理想のこどもの人数より少ない理由（県民アンケート）

社会人

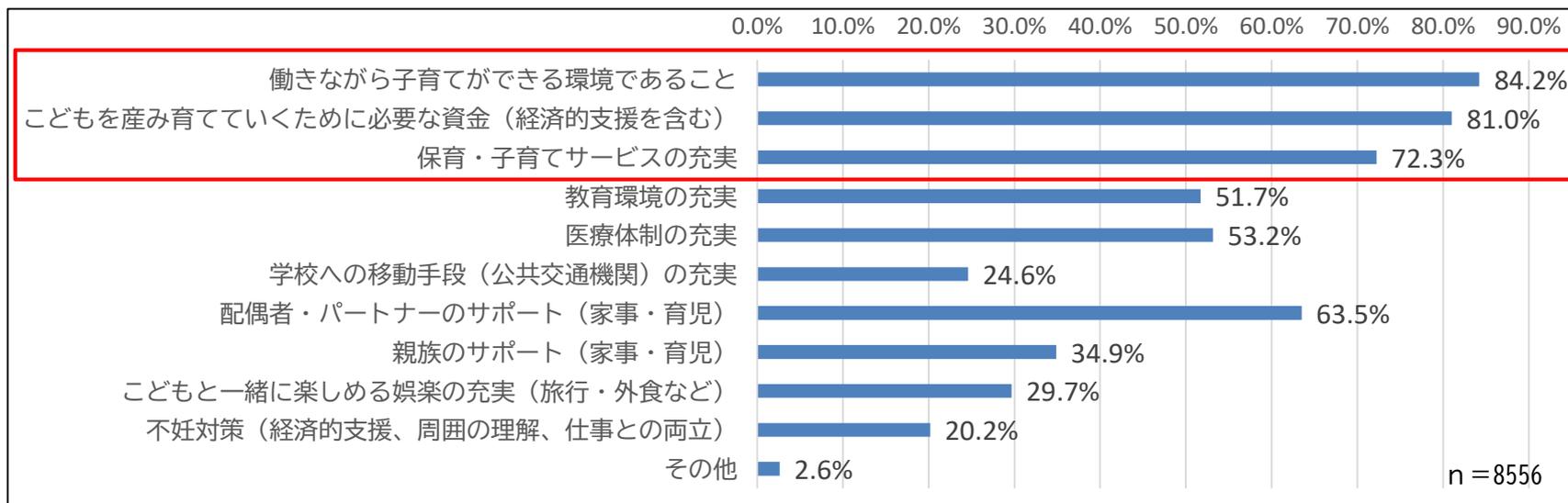


学生・生徒

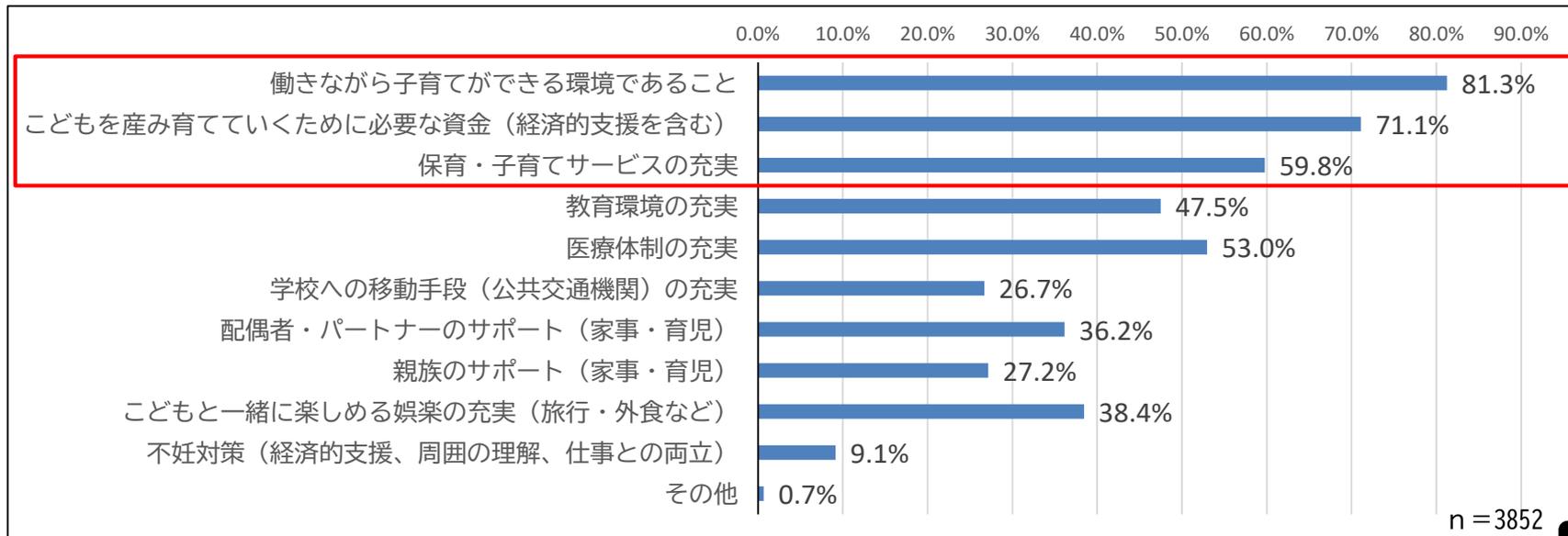


子育てに必要な支援（県民アンケート）

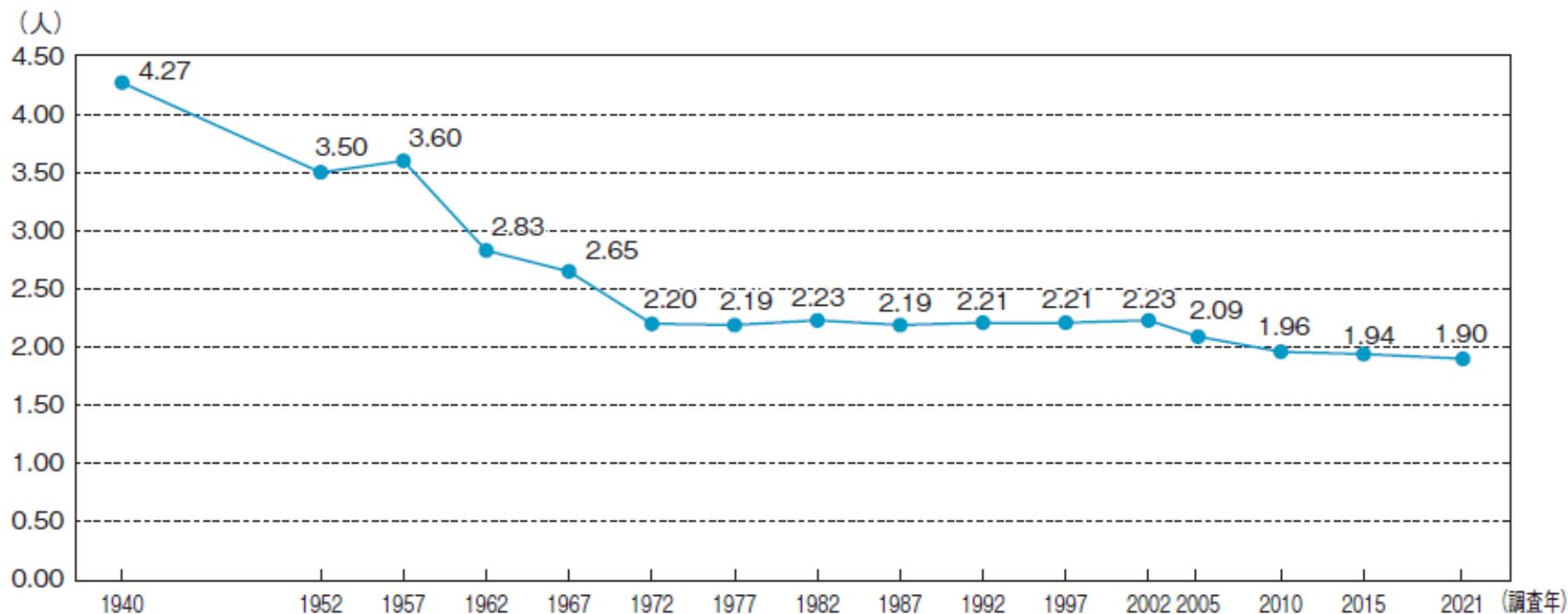
社会人



学生・生徒



夫婦一組あたりの平均出生こども数の推移（全国）



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(夫婦調査)

(注1) 対象は結婚持続期間15~19年の初婚同士の夫婦(出生児数不詳を除く。)

(注2) 第15回以前(ただし、第1・2回調査を除く。)は妻の年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の初婚同士の夫婦について集計(ただし、第3・4・6回調査では妻50歳未満で非初婚同士の夫婦も含む。)

こどもまんなか熊本・実現計画

こどもまんなか熊本・実現計画

1. 計画策定の趣旨

こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す。

2. 計画の位置づけ

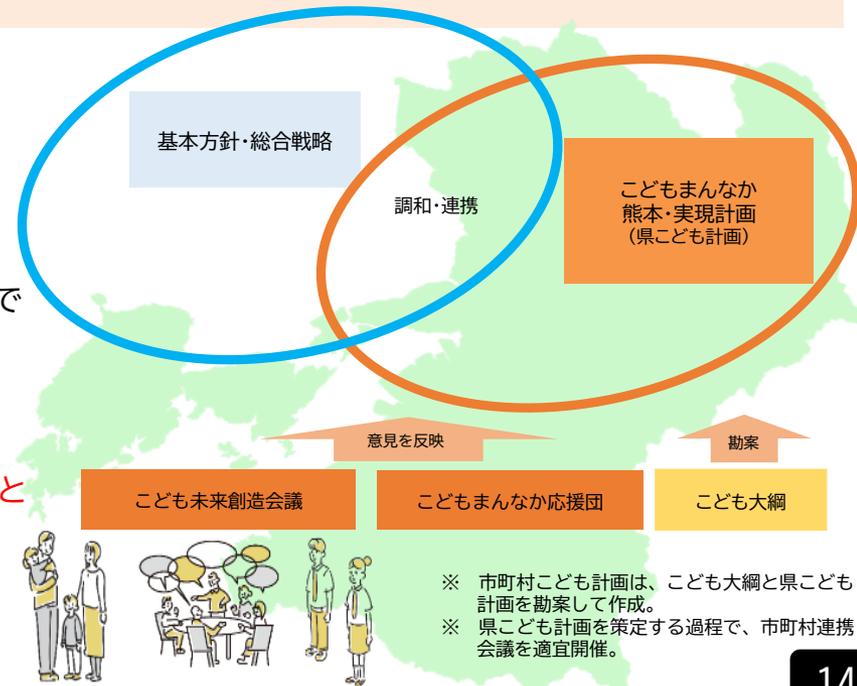
- **こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画**
- 以下と一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ※ **次期基本方針・総合戦略（令和6年度～令和9年度）と調和・連携**



3. 計画期間

5年間（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））

- ※ 子ども・子育て支援法第62条に基づく現行計画が令和6年度までであり、同法で5年を1期とすることが規定されている。
- ※ 次期基本方針・総合戦略の改定や国のこども大綱の見直しを踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ※ 計画の構成は、今後5年程度を見据えた基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定。



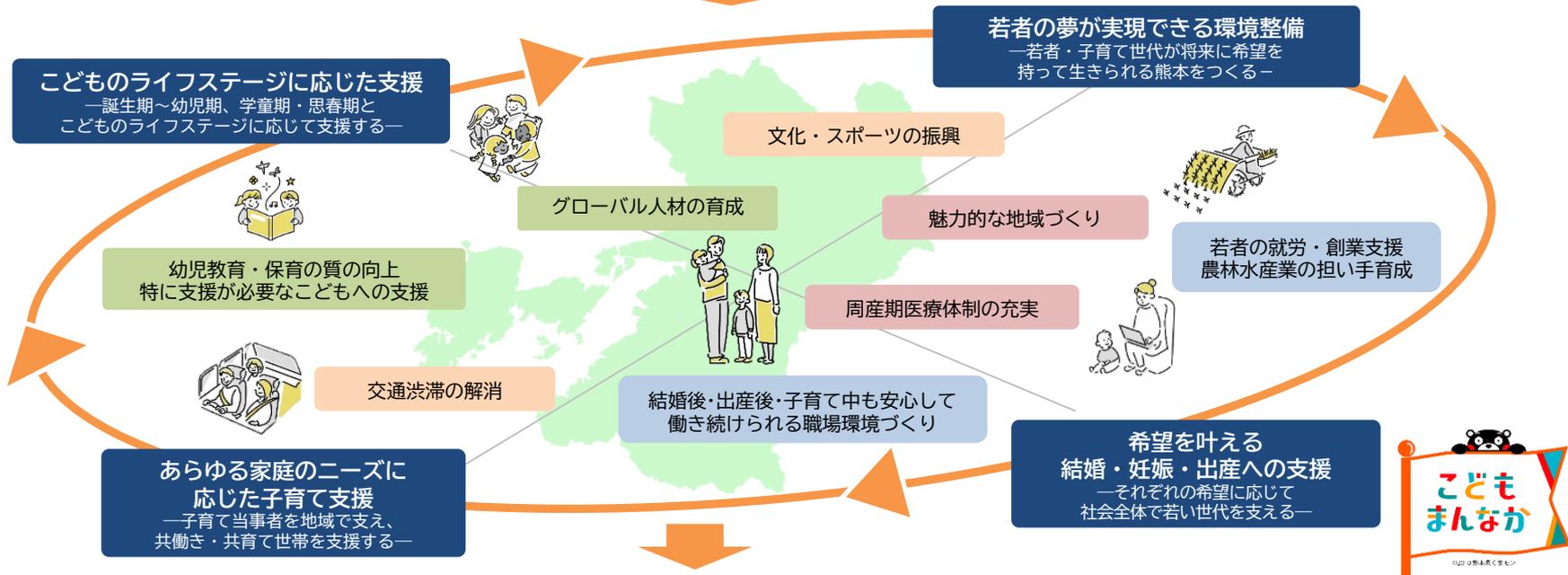
- ※ 市町村こども計画は、こども大綱と県こども計画を勘案して作成。
- ※ 県こども計画を策定する過程で、市町村連携会議を適宜開催。

「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、**こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本**であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本である。
- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、**こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。**



こども・若者、子育て当事者の視点(=こどもまんなかの視点)に立ち、くまもと新時代共創基本方針・総合戦略と連携しながら、熊本県の重要施策として推進



結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現により、
こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

こどもまんなか熊本・実現計画 基本的な方針（イメージ）

- 全てのこども・若者の幸せな暮らし・成長への支援や、家庭や子育てに夢を持てる社会環境の整備を、ライフステージに応じて切れ目なく実施するほか、こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする。
- 併せて、支援に当たっては、関係機関と連携した社会全体の機運醸成を図り、県民とともに未来を創ることを「こどもまんなか熊本・実現計画」の基本的な方針とする。

家庭や子育てに
夢を持ち、
子育てに伴う喜びを
実感できるようにする

全てのこども・若者
が幸せに暮らし、成長
できるようにする

こどもや若者、子育
て当事者を支援する
人が笑顔で接するこ
とができるようにす
る

こどもや若者、子育て当事者の
ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する

関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行う

県民とともに未来を創る

こどもまんなか熊本・実現計画の基本的な方針

①全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるようにする。

②家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。

③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようにする。

※子育て当事者：こどもを養育する者

④こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行う。

⑤関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う

国、庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めることに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育て・子育てを応援できるよう気運を醸成する。

⑥県民とともに未来を創る

「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でともに未来を創る。

こどもまんなか熊本・実現計画

「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例（イメージ）

こども施策に関する重要事項

こどものライフステージに応じた支援

ライフステージを通じた支援（こども・若者の権利の擁護／地産地消の食育推進やこどもの農林漁業体験の推進など遊びや体験活動の推進／水保病問題等を通じた環境教育の推進／外国人住民のこども・若者への支援／公共交通の利用環境改善／ライフデザイン支援の推進等）

誕生前から幼児期まで（こども誰でも通園制度の知見共有／病児保育の充実／幼児教育・保育の質向上／幼保小中連携・接続等）

学童期・思春期（ふるさとを愛する心の醸成、安心・安全に過ごせる学校づくり、こどもや保護者の意見を聴取した上での校則の見直し、放課後児童クラブ受け皿の整備等）

若者の夢が実現できる環境整備

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／魅力的な地域づくり等／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

結婚支援（結婚情報の発信／結婚に伴う新生活支援の推進等）

不妊治療等の支援（相談体制・情報提供の強化、企業・団体に対して不妊治療と仕事の両立をしやすい環境の整備の働きかけ等）

出産支援と産後等の支援（産後ケアの広域的な利用の検討等）

あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

子育てや教育に関する経済的負担への対応（子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援の継続等）

地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築（保護者への親としての学び、こどもへの親になるための学びの推進等）

安心して働ける職場環境づくり等（県庁が率先して働き方改革を行った上で安心して働ける職場環境づくりを推進、中小企業・小規模事業者の支援等）

ひとり親家庭への支援（生活支援、子育て支援、就労支援等）

特に支援が必要な子どもへの支援

こどもの貧困対策（それぞれの夢に挑戦できる環境の整備等）

障がい児支援・医療的ケア児等への支援（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を含む。）

児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例（イメージ）

こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映（こども未来創造会議の開催、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備等）

こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援（国への制度改正要望、幼児教育・保育で働くことの良さの情報発信等）

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成（こども食堂、地域の学習教室、地域の縁がわ等を通じた地域における子育て応援の気運醸成）

その他の共通の基盤となる取組（エビデンスの活用／地域における包括的支援体制の構築・強化／子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信）

施策の推進体制等

- ・県における推進体制（毎年秋頃を目途に具体施策編を中間整理、予算要求等に反映。春頃を目途に改訂版を策定。）
- ・数値目標と指標の設定
- ・市町村こども計画の策定促進、市町村との連携（地域間格差のできるだけでの縮小）／財政上の措置等

「こどもまんなか熊本・実現計画」の推進体制の概要

県の役割

県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していく。

また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞれの立場で取組みを進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていく。

※ 詳細は、こども計画を参照下さい。

市町村の役割

市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待される。

また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待される。

こども



子育て当事者の役割

子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待される。

教育・保育等を行う者の役割

こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めることが期待される。

県民と事業者の役割

県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの育ちを支えていくよう努めることが期待される。

県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- ① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- ② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- ③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- ④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

また、県民は、すべてのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待される。

- ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

数値目標と指標の設定について

1 中間整理(抜粋)

基本方針編が目指す「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を設定します。数値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう、基本方針編の体系・柱建てに沿って構造的に設定します。こども・若者、子育て当事者からみて何がどのように変わるのかがわかるようなものとなるよう留意します。

併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定します。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については具体施策編において設定します。

おおむね5年後の基本方針編の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、熊本県子ども・子育て会議において検討します。

2 数値目標について(1)

分類		数値目標案	取組み	
こども・若者がキラキラ輝く	幸せに暮らし	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒・若者の割合	第3の1 こどものライフステージに応じた支援 第3の2 若者の夢が実現できる環境整備 第3の5 特に支援が必要なこどもへの支援	第4の1 当事者・関係者の意見反映 第4の2 支援する人の確保・育成・支援 第4の3 気運醸成 第4の4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み
		自分には、よいところがあると思うと答えた児童生徒の割合		
		悩みなどを相談できる人がいると答えた児童生徒の割合		
	成長できる	将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合		
		人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合		
		人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合		
県民が家庭や子育てに夢を持てる	「こどもまんなか熊本」の実現を進めるべきと強く思う県民の割合	第3の3 希望を叶える・結婚・妊娠・出産への支援		
	子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合	第3の4 あらゆる家庭のニーズに応じた支援		
	悩みや子育ての相談などをできる人がいると答えた保護者の割合			

2 数値目標について(2)

項目	現状	目標	出典等
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒・若者の割合(※2)	小学校(公立) 47.2% 中学校(公立) 38.8% 若者 —	小学校(公立) 55.0% 中学校(公立) 55.0% 若者 55.0%	小中学校：全国学力・学習状況調査(文部科学省) 若者(29歳以下)：県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～
自分には、よいところがあると思うと答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 38.8% 中学校(公立) 32.4%	小学校(公立) 55.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 60.3% 中学校(公立) 38.5%	小学校(公立) 70.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 89.8% 中学校(公立) 85.7%	小学校(公立) 90.0% 中学校(公立) 90.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 73.1% 中学校(公立) 71.3%	小学校(公立) 80.0% 中学校(公立) 80.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
悩みなど(※3)を相談できる人がいると答えたこども、保護者の割合	こども 72.6% 保護者 85.0%	こども 80.0% 保護者 90.0%	熊本県こどもの生活実態調査
「こどもまんなか熊本」の実現を進めるべきと強く思う県民の割合(※4)	—	55.0%	県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～
子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合	—	70.0%	県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～

※1 現状欄の数値はR5年度時点、目標欄の数値はR11年度時点のもの。

※2 若者については「現在、あなたは幸せだと感じていますか」の問いに「感じている」と回答した割合。

※3 保護者については「悩みなど」に代えて「悩みや子育ての相談など」で聞いている。

※4 県民アンケートの設問では、「こどもまんなか熊本」について「あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者・子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本のことです。」と注釈を記載。

3 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標（抜粋）

「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	50歳時未婚率	育児休業の取得率(男性)
むし歯のない幼児(3歳児)の割合	平均初婚年齢	県内のテレワーク実施率
日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合	未婚者(25~34歳)のうち、独身でいる理由として「適当な相手にめぐり会わない」と答えた人の割合	ひとり親家庭の相対的貧困率
固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	不妊治療をする際に、本人や配偶者、パートナーが仕事との両立に不安を感じた人の割合	こどもの相対的貧困率
10歳代の人工妊娠中絶率	合計特殊出生率	こどもの進学が希望どおりにならないと思う理由（経済的な余裕がない）
児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合	出生数	医療的ケア児数
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合	年少人口割合	死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数
不登校の児童生徒が、教職員だけでなく学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合(公立小中学校)	低出生体重児出生率	里親委託率
「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学校)	妊娠中の喫煙率	ヤングケアラーに該当すると考えられるこどもの割合
放課後児童クラブの待機児童数	妊娠満11週以内の妊娠届出率	こども・若者の自殺者数(20代以下)
乳幼児死亡率	現実的に産み育てる予定のこどもの数が理想の数よりも少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えた人の割合	インターネット利用に起因する福祉犯の被害少年数
小児(15歳未満)の死亡率	保護者がこどもと一緒に遊びや料理、会話等をする時間が「30分未満」の割合(平日1日あたり、休日1日あたり)	こども施策に自分の意見が反映されていると思う学生・生徒の割合
大学等の進学率	ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	保育所等保育士数・幼稚園教諭数・教員数
ブライツ企業に就職した新卒学生数	民間企業における管理職(係長以上)に占める女性の割合	保育士・幼稚園教諭の新規登録者数 教員免許状新規授与件数
新規学卒就職者(県内高校)の県内就職率	県庁内の育児休業取得率(男性)	保育士・幼稚園教諭・教員の平均的な賃金
正社員・正職員の賃上げ実施状況	県庁は子育てしやすい環境と感じている職員の割合	時間外在校等時間が月45時間以内の公立学校の教職員の割合(県立・市町村立)

「こどもまんなか熊本・実現計画」(具体施策編)について

基本方針編との関係

基本方針編

根拠：こども基本法

内容：こども大綱を勘案し、県におけるこども施策の基本的な方針や重要事項等を記載。

数値目標及びこども・若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標を設定。

計画期間：令和7年度～令和11年度

具体化

具体施策編2025

根拠：基本方針編

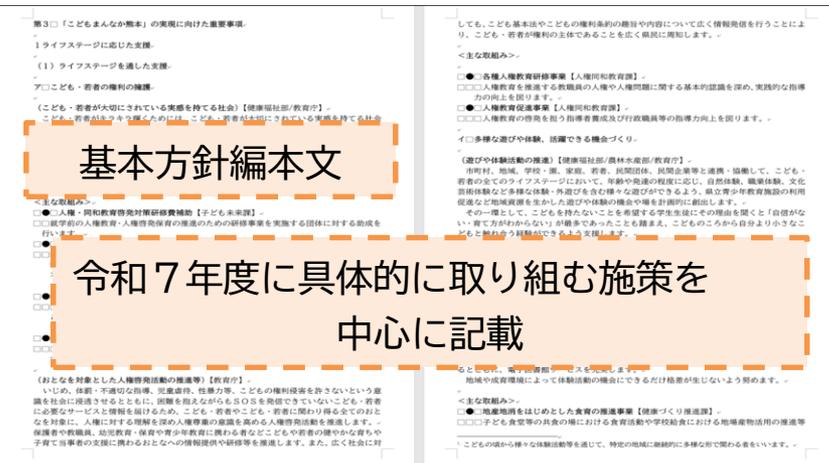
内容：基本方針編の下で令和7年度に具体的に取り組む施策を中心にまとめた施策集。

施策の進捗把握のための指標を設定。

計画期間：令和7年度(毎年度改定)

具体施策編本文

<イメージ>



別紙(指標)

- 具体施策編本文に記載した、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標を整理。

(例)

- ・ こどもの居場所の数(こども食堂)
- ・ ひきこもり地域支援センターで対応した相談延べ件数
- ・ 結婚支援に取り組む市町村数
- ・ 産後ケア利用率

策定プロセス

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(1)

- こども・若者、子育て世代など当事者・関係者との直接対話を重ねる場として①「こども未来創造会議」を行う。
- その会議での意見や国のこども大綱の内容などを勘案して、②子ども・子育て会議で「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議いただく。
- この計画の策定や子ども・子育て政策の推進にあたっては、県庁内の様々な部署が一体となって連携を図る必要があるため、県庁内の横断的な政策推進組織として③「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げる。
- 県庁内の子育て世代を中心にした④「こどもまんなか応援団」で率直な意見を述べてもらい、計画策定や政策に反映する。

	①こども未来創造会議	②熊本県子ども・子育て会議	③「こどもまんなか熊本」推進本部	④こどもまんなか応援団
根拠	こども基本法第11条	熊本県子ども・子育て会議条例	「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項	—
構成員等	【意見聴取先】 こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者	子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	(推進本部) 本部長：知事、副本部長：副知事 本部員：部局長級 (幹事会) 代表幹事：子ども未来課課長 幹事：筆頭課長等	20～30歳代の若手職員 (子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べるができる方)
所掌・目的	こども・子育て施策について意見聴取	子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務に関する事。 ※ 子ども・子育て支援法第72条第4項第2号：当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	(1)「こどもまんなか熊本」に係る施策の推進(新規・拡充を含む)に関する事。 (2)「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関する事。 (3)「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関する事。 (4)その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関する事。	結婚や子育て、庁内の働き方について、当事者目線での率直な意見を述べる事。
(参考)参考にした国の会議体等	こども若者★いけんぱらす等	こども家庭審議会(基本政策部会)	こども政策推進会議 こども未来戦略会議	
備考	座談会型と出向く型の2種類を随時開催。	こども基本法第13条第3項の協議会に当たる。	計画については②子ども・子育て会議に意見照会し、最終的に決定。	

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(2)

計画の策定・施策の検討

意見の聴取

庁外

②熊本県子ども・子育て会議

「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議

目的

子ども・子育て施策の推進に関する調査審議等

メンバー

子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

①こども未来創造会議



目的

こども・子育て施策について意見聴取

意見聴取先

こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者

計画に関する意見等

計画に関する意見照会

計画に関する意見等

計画に関する意見

施策に関する意見等

庁内

③「こどもまんなか熊本」推進本部

新設 推進本部 ※部長級

PT移行 幹事会 ※課長級

目的

施策の推進（新規・拡充を含む）、「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定、情報共有及び関係部局の連携等

メンバー

推進本部は部長級、幹事会はPTの構成員を中心に移行

④こどもまんなか応援団

ミッション

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



各部局等の若手職員

施策や職場環境に関する意見等

- 部局をまたいだ自由な意見・アイデア提出
- 各部局等内における新規事業の検討、既存事業のブラッシュアップなど

こども未来創造会議（こども・若者等の意見聴取）について

1 対象

- こども・若者
- 子育て世代
- 保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者

2 目的

- こども・子育て施策について意見聴取

※設置根拠：こども基本法第11条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 方式

① 座談会型

- 対象：こども・若者、子育て世代等
- 時期：こども計画の中間取りまとめ後
※ 必要に応じてオンラインも活用

② 出向く型

- 対象：保育園、放課後児童クラブ、よかボス企業、児童養護施設、障害児施設等を想定
- 時期：随時

※ ①、②の参加者に追加でアンケート等を実施することもありうる

運営事務局

➤ 座談会型は、ファシリテーターによる発言しやすい場づくり、わかりやすい資料を使った事前の情報提供を行う。

➤ 聴いた意見の活用の結果を意見聴取先にフィードバックを行う。

意見聴取

政策への反映

県庁内の推進本部や応援団、熊本県子ども・子育て会議に共有しながら政策に反映

熊本県子ども・子育て会議について

1 概要

- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者18名で構成。

【委員（18名）※下記3参照】

- ・子どもの保護者(2名)、市町村長(2名)、事業主を代表する者(1名)、労働者を代表する者(1名)、学識経験者等(12名)

【任期】

- ・R6.1.21～R8.1.20

2 根拠条例

- 熊本県・子ども子育て会議条例

第2条 子ども・子育て会議は、法(子ども・子育て支援法)第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(参考)子ども・子育て支援法(抜粋)

第72条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(参考)認定こども園法(抜粋)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

3 熊本県子ども・子育て会議の構成員

氏名	所属・職名
竹熊 良太	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会 会長
橋本 昭	熊本県PTA連合会 理事
佐藤 義興	熊本県市長会 会長(阿蘇市長)
上田 泰弘	熊本県町村会(美里町長)
岩永 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
徳富 幸平	日本労働組合総連合会熊本県連合会 副事務局長
岡田 朱紀	熊本県私立幼稚園連合会 理事
藤山 小百合	熊本県保育協会 副理事長
真島 一人	熊本子どもと保育の明日を語る会 副会長
中川 悦子	熊本県学童保育連絡協議会 副会長

氏名	所属・職名
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 会長
富永 喜代子	熊本県小中学校校長会(益城町立益城中央小学校校長)
金柿 佳奈子	市町村保健師協議会 役員(書記)
八幡 彩子	学識経験者(熊本大学院教育学研究科教授) ※会長
香崎 智郁代	学識経験者(九州ルーテル学院大学保育・幼児教育専攻教授) ※職務代理者
尾道 幸子	元くまもと江津湖療育医療センター 地域療育部長
柴田 恒美	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会・協力アドバイザー
堀 正嗣	熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科教授

「こどもまんなか熊本」推進本部・幹事会について

1 所掌事務

- (1) 「こどもまんなか熊本」に係る施策（新規・拡充を含む）の推進に関すること。
- (2) 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。
- (3) 「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。
- (4) その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。

2 構成員

推進本部

【本部長】
知事

【副本部】
副知事

知事公室長
総務部長
企画振興部長
理事（デジタル戦略担当）
健康福祉部長
環境生活部長

商工労働部長
観光文化部長
農林水産部長
土木部長
教育長
警察本部長



幹事会

秘書課長
人事課長
私学振興課長
市町村課長
企画課長
地域振興課長
交通政策課長
デジタル戦略推進課長
健康福祉政策課長
子ども未来課長
子ども家庭福祉課長
障がい者支援課長
医療政策課長
健康づくり推進課長
環境政策課長
くらしの安全推進課長
男女参画・協働推進課長
人権同和政策課長

商工政策課長
労働雇用創生課長
観光文化政策課長
農林水産政策課長
監理課長
道路保全課長
住宅課長
教育政策課長
高校教育課長
特別支援教育課長
義務教育課長
社会教育課長
警察本部総務課長

※R5年度PTの構成員を中心に
幹事へ移行

「こどもまんなか応援団」の概要

- 全庁的に連携して「こどもまんなか熊本」を実現していくにあたって、その方針や施策等の検討にあたっては、若者・子育て中の方の当事者目線での意見が重要である。
- 前年度に引き続き若手職員を「こどもまんなか応援団員」として選定し、人員を拡充した上で、結婚や子育て、庁内の働き方について、若者の当事者目線での意見を聴き、施策等に反映できる仕組みを構築する。

こどもまんなか応援団員について

【対象】

20～30歳代の若手職員（子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べることができる方）

【人数】

各部局等ごとに4名（男女とも2名）以上 R6年度は、広域本部からも応援団を募集し、80名に拡充（R5年度は56名）

【募集方法】

各部局等からの推薦

【役割】

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



令和5年度 第1回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議において撮影した
蒲島元知事と応援団の集合写真（2023年6月7日撮影）

「こどもまんなか熊本・実現計画」 推進施策について

あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こども・若者、子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な施策を実施する「こどもまんなか熊本」を全庁を挙げて取り組む

関係する健康福祉部の主な事業分野

出会い・結婚	妊娠・出産	乳幼児	小学生	中学生・高校生	社会人
<ul style="list-style-type: none"> ・まちのよかボスによる出会いの創出 ・結婚時の住居費や転居費用助成 ・結婚に関する情報提供・応援支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊相談、治療費助成 ・早産予防対策 ・母子感染対策 ・周産期医療の対応 ・母子の口腔ケア ・出産子育て応援事業 ・ひとり親家庭の支援 ・困難な問題を抱える女性の支援 ・妊産婦等生活援助事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の無償化 ・産後ケア・乳幼児健診 ・未熟児、障がい児等の医療費助成 ・新生児の各種スクリーニング検査 ・小児慢性特定疾病対策 ・保育所等整備・保育士の確保対策 ・幼児教育、保育の無償化 ・多子世帯支援 ・病児、病後児保育 ・医療的ケア、発達障がい児の支援 ・乳幼児訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童対策 ・不登校、ひきこもり等支援 ・ファミリーサポート事業 ・ヤングケアラー支援 など ・児童養護施設、里親等支援 ・児童相談所、児童家庭センターによる相談等支援 ・こどもの権利擁護 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健教育 ・ライフデザイン講座 ・自立(就職)支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・よかボスの推進 (働きやすい環境づくり) など

関係する各部局の主な事業分野 ※R6.5.31「こどもまんなか実行計画2024」(こども家庭庁)等を基に記載

総務 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の働きやすい環境づくり・育休取得の推進 ・私立学校への運営支援・生徒・保護者の経済的負担軽減 ・グローバル人材の育成 など 	企画振興 <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住の推進 ・文化芸術活動の支援 ・地域公共交通の維持 など 	デジタル <ul style="list-style-type: none"> ・こども施策に関するデジタル化の推進 	
環境生活 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進 ・人権教育の推進 など 	商工労働 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の働きやすい環境づくり (ブライ企業等の推進)・企業の育休取得促進 ・地元雇用の創出・就労、起業支援 など 	観光戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによるこどもの夢づくり、若者の海外体験の促進 など 	農林水産 <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験 ・担い手の育成、確保 など
教育 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びや体験機会の提供 ・県立学校の就学負担軽減・障がいを持つ児童・生徒の支援(特別支援学校含む) ・いじめや不登校児童・生徒への支援・放課後の子どもの居場所づくりへの支援 など 			土木 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への子育て世帯の優先入居 ・通学道路の安全確保・公園における安全確保 ・渋滞対策 など
警察 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の推進・防犯、非行の防止 など 	知事公室 <ul style="list-style-type: none"> ・広報を通じた機運醸成・災害時に備えたこども、子育て世帯への対応 など 		

全庁を挙げたこどもまんなか施策の推進

「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

(参考) これまでにこども未来創造会議（出向く型）でお話を伺った施設等

- 玉名市子育てネットワーク(子育て支援センター)、敬愛保育園
- おおくすクラブ（嘉島西小学校放課後児童クラブ）
- 合志中部保育園
- 宇城市こどもセンター
- 大津町
- 相良村
- KMバイオロジクス株式会社 新生児スクリーニングセンター
- 県民カレッジ 孫育てコース
- 白鷺電気工業株式会社
- 特定非営利活動法人おーさあ
- 熊本県助産師会
- 菊池圏域の社会福祉法人が運営する障がい児通所施設
- 阿蘇圏域の社会福祉法人が運営する障がい児通所施設
- 児童養護施設 光明童園
- 児童養護施設 湯出光明童園
- 児童養護施設 広安愛児園
- 児童養護施設 愛隣園
- 児童養護施設 熊本天使園
- みらく病児保育室
- 県内の児童養護施設で生活する中学・高校生
- あしきた・まちのこども園
- 真愛保育園
- 産後ケア施設 菊池市
- 産後ケア施設 未来助産院

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた経済界・労働界と知事との意見交換会

- こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するため、結婚後、出産後、子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを県民運動として推進する。
- そのために、まずは県庁が率先してこれらに取り組んだ上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心して働ける職場環境づくりの実現を訴えかける。
- その企業・団体との対話の場として、11月19日に、安心して働きたいと思える職場環境づくりや「こどもまんなか熊本」に関する意見交換会を実施。
- 出席団体（者）は以下のとおり。

・ 熊本経済同友会	笠原 慶久 代表幹事
・ 熊本商工会議所連合会	竹永 淳一 副会長（八代商工会議所会頭）
・ 熊本県商工会連合会	笠 愛一郎 会長
・ 熊本県中小企業団体中央会	櫻井 一郎 会長
・ 日本労働組合総連合会熊本県連合会	友田 孝行 会長
・ 熊本県	木村 敬 知事

主な意見概要

- 保育園の利便性の向上
- 子育てや教育に関する経済的負担への対応
- 「こどもまんなか」アワードの創設
- 県庁の働き方のモデル先行
- 価格転嫁の気運醸成
- 若い女性の県外流出への対応
- 人間力を高める教育
- 中小企業・小規模事業者の振興・支援
- こどもまんなかを進めた場合の事業者の福利厚生費等のリスクの増加を踏まえた上での対応
- 小学生の登下校時の見守り強化
- 地産地消の有機食材の給食
- 熊本のいい面（絆・自然）を伸ばす
- ブライト企業やよかボス企業にならない企業への対応
- 不妊治療と仕事の両立しやすい環境整備の働きかけの仕方